八戸市
立地適正化計画
2018-2038
〔届出制度の手引き〕

平成30年（2018年）3月
令和6年（2024年）3月改定

八戸市

1．八戸市立地適正化計画の概要

（1）立地適正化計画策定の背景と目的

全国的に、人口減少や高齢化が進展している中で、八戸市でも、20 年後には現在の人口から約３万人が減少し、また、市民の約３人に１人が 65 歳以上の高齢者になると予測されています。今までの拡大した市街地のまま人口減少が進むと市街地の人口密度が低下し、生活を支える様々なサービス施設を維持できなくなることや公共交通の利用者が減少し、移動手段を確保できなくなるなど、様々な課題が生じてくることが懸念されます。

本市ではこれまでも『コンパクト＆ネットワークの都市構造』を将来都市構造として位置づけ、様々な取り組みを進めてきましたが、これまで以上に積極的に取り組みを進めていく必要があります。

立地適正化計画は、都市機能※1 や居住の適正な立地を促進することで、『コンパクト＆ネットワークの都市構造』の形成を進め、生活を支えるための望ましい人口密度や様々なサービスが維持されることでみんなが住みやすい・住み続けられるまちづくり、中核市※2 に相応しい魅力・活力があるまちづくりを推進していくことを目的とするものです。

（2）立地適正化計画の概要

「立地適正化計画」は、まちの中心部などに集約することが望ましい施設（医療･福祉･商業等）を誘導する**『都市機能誘導区域』**や、市街地の中でも特に生活しやすいエリアなどに居住を誘導する**『居住誘導区域』**などを設定するとともに、施設や居住を誘導するための様々な施策を推進していくことを目的とした計画です。

■立地適正化計画のイメージ

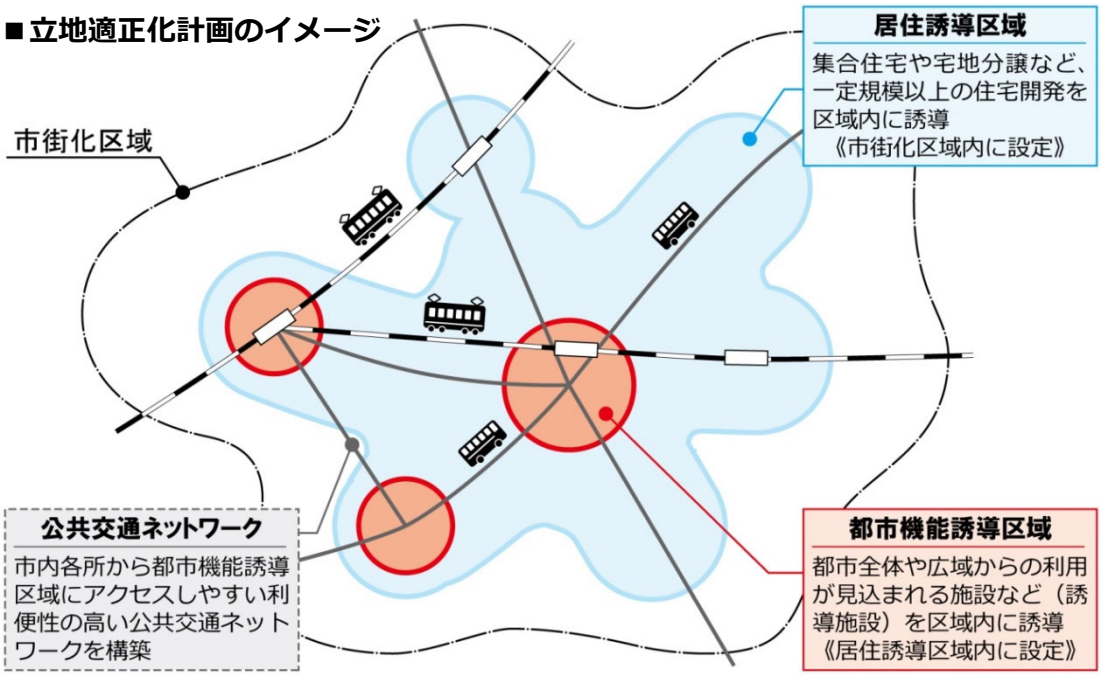

※1【都市機能】立地適正化計画では、商業･医療･福祉･教育･文化など、生活を支える様々なサービスを提供する機能･施設などを総称して「都市機能」としている。

※2【中核市】人口20万人以上の要件を満たす都市において、保健衛生分野や福祉分野などの権限を強化し、できる限り住民に身近なところで行政サービスを提供できるようにした制度。

（3）計画対象区域

立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域※3 全域とすることが基本となります。（都市再生特別措置法第 81 条第 1 項）

このため、本市においても都市計画区域の全域：21,427ha を立地適正化計画の計画対象区域とします。

〔立地適正化計画の計画対象区域〕

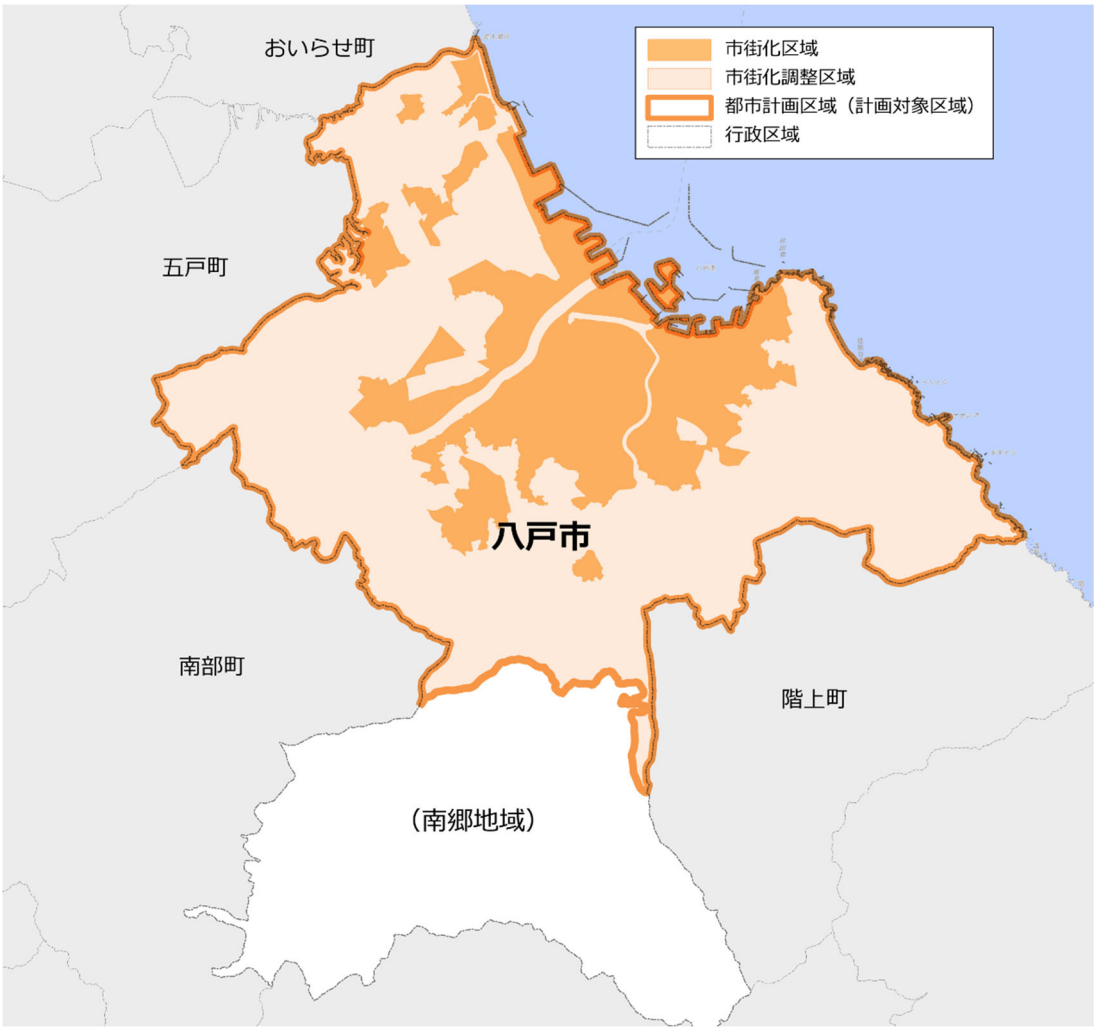

（4）目標年次

立地適正化計画は、長期的な視野に立って都市構造の再構築などを推進していくため、平成 29 年度に見直しを行った「八戸市都市計画マスタープラン」と同じく、概ね 20 年後の令和 20 年（2038 年）を目標年次とします。

なお、計画期間内においても、概ね 5 年ごとに施策の実施状況などを評価し、必要に応じて見直しを行うこととします。

※3【都市計画区域】一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都道府県が指定する区域。本市では 30,556ha の行政区域のうち、旧南郷村を除く 21,427ha が指定されている。

2．届出制度の概要

都市再生特別措置法第 88 条および第 108 条の規定に基づき、都市機能誘導区域外または居住誘導区域外で（1）に示す行為を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて市長への届け出ることが必要となります。

なお、都市計画区域外は本計画の対象外となるため、届出は不要です。

（1）届出の対象となる行為

下記の開発･建築行為を行おうとする区域･敷地の全部または一部が都市機能誘導区域外、または、居住誘導区域外にある場合は、届出の対象となります。

〔届出の対象となる行為〕

都市機能誘導区域外	**■開発行為** ○誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為※4 **■建築行為** ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、または建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
居住誘導区域外	**■開発行為** ①３戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ②１戸または２戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの **■建築行為** ①３戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、または建築物の用途を変更して３戸以上の住宅とする場合 **〔届出の対象例（イメージ）〕** ✓ ３戸以上の住宅（宅地分譲等） ✓ ３戸以上の住宅（集合住宅） ✓ １・２戸でも敷地規模が 1,000 ㎡以上

また、都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、または廃止しようとする場合も届出が必要となります。

（都市再生特別措置法第 108 条の２）

（2）勧告など

届出内容等が当該区域外への影響が生じる可能性がある場合において、必要があるときは市が届出者に対して開発規模の縮小や誘導区域内への施設立地等について勧告することがあります。

また、その場合において、誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

※4【開発行為】主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

（３）届出を怠った場合など

届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合には、30 万円以下の罰金に処する罰則が設けられています。（都市再生特別措置法第 130 条第２項及び第３項）

〔届出制度の流れ〕

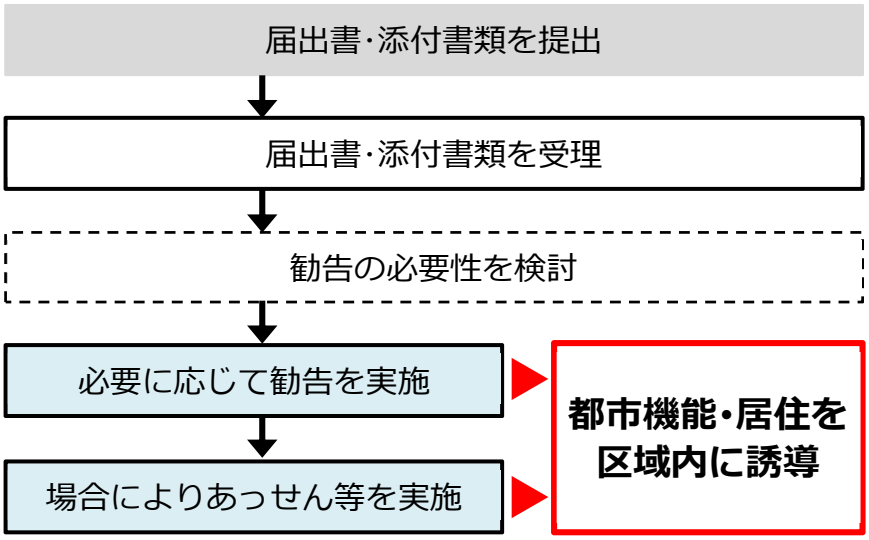

（４）届出等の場所

届出や事前相談、区域の確認などの窓口は「八戸市都市整備部都市政策課」となります。

〔届出の場所（窓口）〕

八戸市都市整備部都市政策課都市計画グループ（八戸市庁別館６階）

〒031-8686　青森県八戸市内丸一丁目１－１
電　話：0178（43）2111（代表）　　0178（43）9420（直通）
ＦＡＸ：0178（41）2302
E-mail：toshisei@city.hachinohe.lg.jp

（５）他の届出･申請等との関係

開発行為や建築行為について、農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発許可（建築許可）など、他の届出や申請を行う場合でも、あわせて立地適正化計画（都市再生特別措置法）に基づく届出が必要となります。

（６）重要事項の説明

都市機能誘導区域外、居住誘導区域外の不動産（宅地･建物）の取引に際しては、宅地建物取引業法第 35 条に基づく重要事項説明が必要です。

3．誘導の対象となる施設（誘導施設）

3-1 誘導施設の概要

都市機能誘導区域を設定する３地区それぞれの「誘導施設」は以下の通りです。
なお、誘導施設の具体的な定義については右ページを参照してください。

〔誘導の対象とする施設（誘導施設）〕

誘導施設	概　　要	誘導する地区		
		中心街地区	田向地区	八戸駅周辺地区
大規模商業施設	○店舗等の床面積が 10,000 ㎡以上の施設	●	－	－
大規模病院等	○以下のいずれかに該当する施設 ・一般病床数 200 床以上の病院 ・医療･保健･福祉などの複合的な機能を有し、その用に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の施設	●	●	－
その他集客施設	○以下のいずれかに該当する施設 ・興行場法に定義される「興行場」※5 またはこれに類する施設で、客席面積が 200 ㎡以上の施設 ・文化施設（図書館･博物館･美術館）、交流施設（展示場･コンベンション･集会場）、またはこれらに類する施設で、床面積 3,000 ㎡以上の施設（ただし、もともと存在する観光･歴史資源等の展示や保存･活用などを主目的として、その周辺に立地する施設は除く）	●	－	●

〔都市機能誘導区域の配置（概要）〕

※5【興行場法に定義される「興行場」】映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設（興行場法第１条）。

3-2 誘導施設の定義（詳細）

（１）大規模商業施設

○店舗等の床面積*1が 10,000 ㎡以上の施設

＊1【店舗等の床面積】店舗（物販店舗、サービス店舗など）や飲食店などの用途に供される部分のほか、バックヤード等を含む。ただし、駐車場は含まない。

（２）大規模病院等

○以下のいずれかに該当する施設

・一般病床*2数 200 床以上の病院

・医療*3･保健*4･福祉*5などの複合的な機能*6を有し、その用に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上の施設

＊2【一般病床】病院又は診療所の病床のうち、精神病床･感染症病床･結核病床･療養病床に該当する病床以外のものをいう。（医療法第７条第２項５）

＊3【医療】医療法に定義される「病院」および「診療所」（法第１条の５）。ただし、歯科医業のみを行うものは除く。

＊4【保健】以下のいずれかに該当するものをいう。

・地域保健法に定義される「保健所」「市町村保健センター」

・健康診断センター等、市民や市内企業の従業員などを対象とした、生活習慣病の予防や各種健康診断などを主たる事業として実施する施設

＊5【福祉】以下のいずれかに該当するものをいう。

・社会福祉法に定義される「福祉に関する事務所」（法第 14 条）

・老人福祉法に定義される「老人福祉センター」（法第 20 条の７）

・老人福祉法に定義される「老人介護支援センター」（法第 20 条の７の２）

・児童福祉法第６条の３の６に定義される「地域子育て支援拠点事業」を実施する施設

＊6【複合的な機能】上記＊3～＊5 のうち、２以上の機能を備えるもの。

（３）その他集客施設

○以下のいずれかに該当する施設

・興行場法に定義される「興行場」*7またはこれに類する施設で、客席面積が 200 ㎡以上の施設

・文化施設（図書館*8･博物館･美術館*9）、交流施設（展示場･コンベンション*10･集会場）、またはこれらに類する施設で、床面積 3,000 ㎡以上の施設*11（ただし、もともと存在する観光･歴史資源等の展示や保存･活用などを主目的として、その周辺に立地する施設は除く）

＊7【興行場法に定義される「興行場」】映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設（興行場法第１条）

＊8【図書館】図書館法第２条で以下の通り定義される「図書館」

・図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーシヨン等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するものをいう。

＊9【博物館･美術館】博物館法上の「登録博物館」「博物館相当施設」「博物館と類似する事業を行う施設」に該当する施設

＊10【展示場・コンベンション】物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設で、あわせて会議場などを備えたもの。

＊11【床面積 3,000 ㎡以上の施設】該当する２以上の機能が複合した施設の場合には、全ての該当施設の床面積の合計が 3,000 ㎡以上となる施設

4．区域の範囲

4-1 都市機能誘導区域

（1）中心街地区　約 173ha

〇社会資本総合整備計画「都市機能を再構築する八戸市中心拠点地区整備計画」（平成27 年）の計画区域を基本に都市機能誘導区域を設定します。

〇ただし、区域北東部（柏崎一丁目付近）については、区域界を明確にするため国道45 号および鉄道（JR 八戸線）までを区域に含みます。

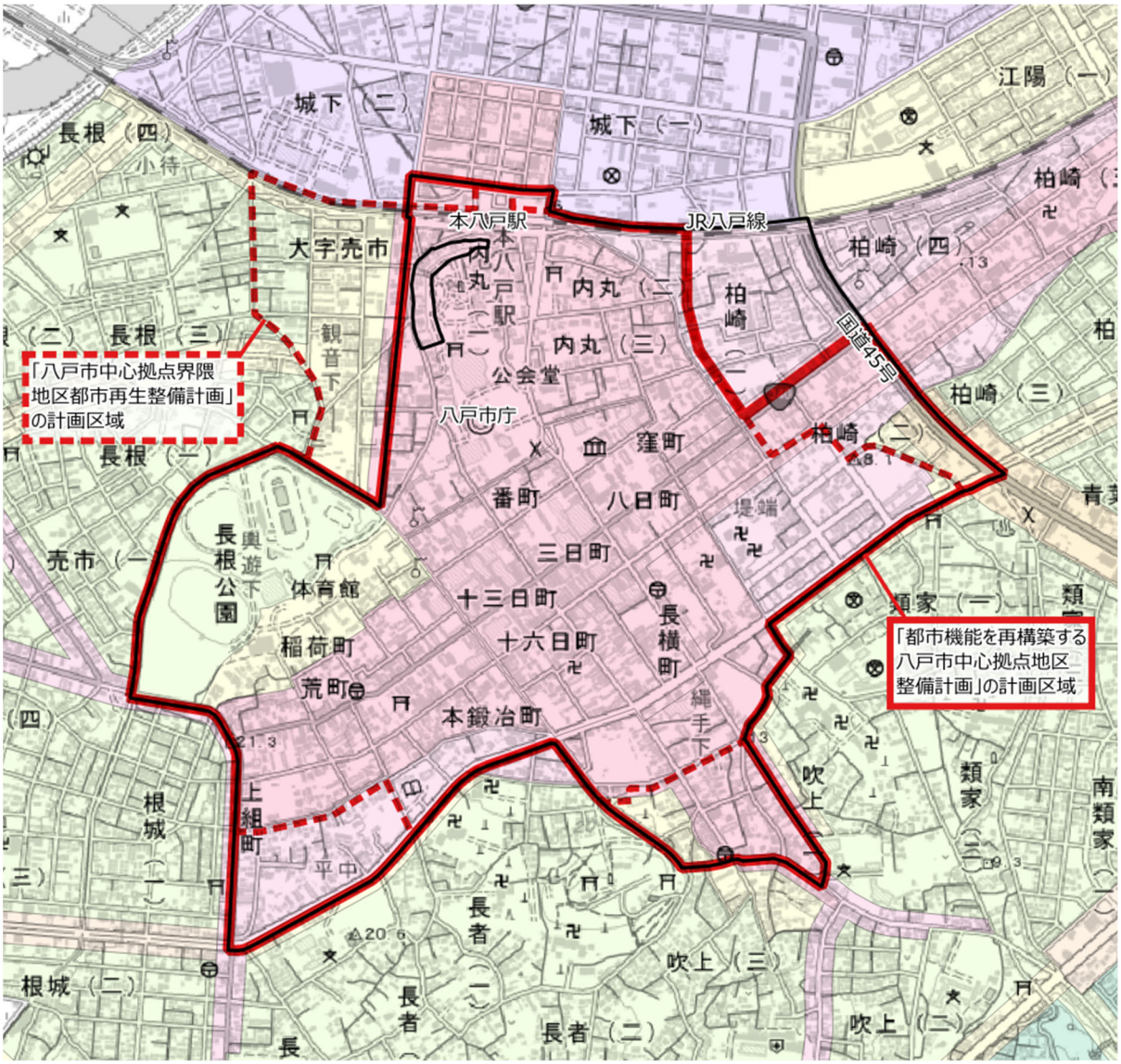

（２）田向地区　約 25ha

〇田向地区計画※6 における公共公益施設地区（向陵高等学校が立地する地区は除く）、沿道地区（１）、沿道地区（３）の範囲を基本に都市機能誘導区域を設定します。

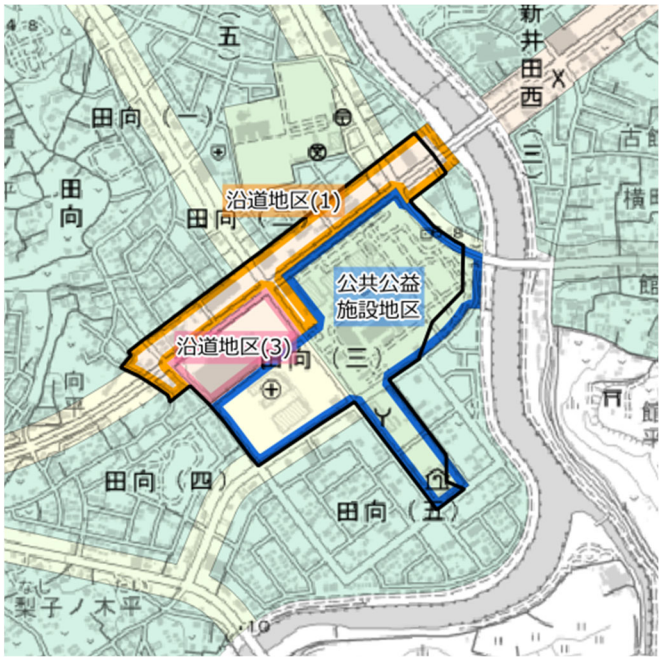

（３）八戸駅周辺地区　約 30ha

〇八戸駅周辺の「商業地域」の範囲を基本に都市機能誘導区域を設定します。

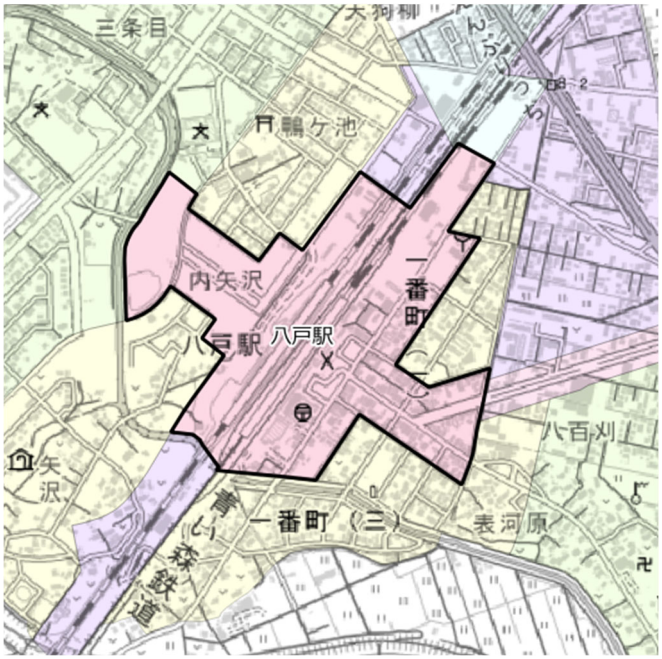

※6【地区計画】都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に定められている、住民の合意に基づいて、 それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

4-2 居住誘導区域

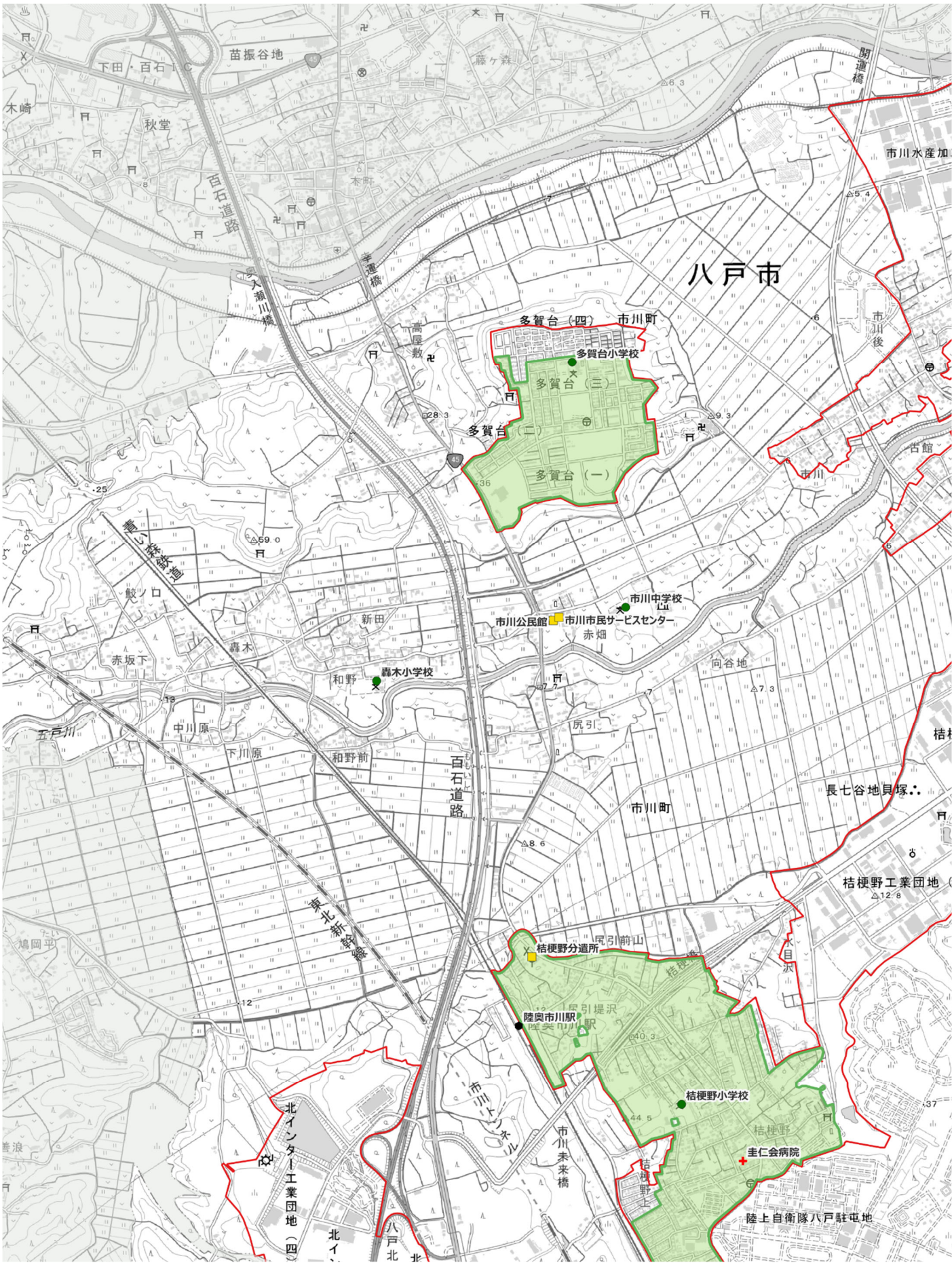
八戸市
多賀台（四）
市川町
多賀台小学校
多賀台（三）
多賀台（二）
多賀台（一）
市川中学校
市川公民館
市川市民サービスセンター
轟木小学校
和野
百石道路
市川町
桔梗野工業団地
桔梗野分遣所
陸奥市川駅
桔梗野小学校
圭仁会病院
陸上自衛隊八戸駐屯地
北インター工業団地（四）
市川未来橋
東北新幹線
青い森鉄道
苗振谷地
下田・百石IC
秋堂
木崎
本町
高屋敷
新田
赤坂下
中川原
下川原
和野前
鮫ノ口
赤畑
向谷地
尻引
尻引前山
長七谷地貝塚
鳩岡平
市川後
苫館
市川水産加

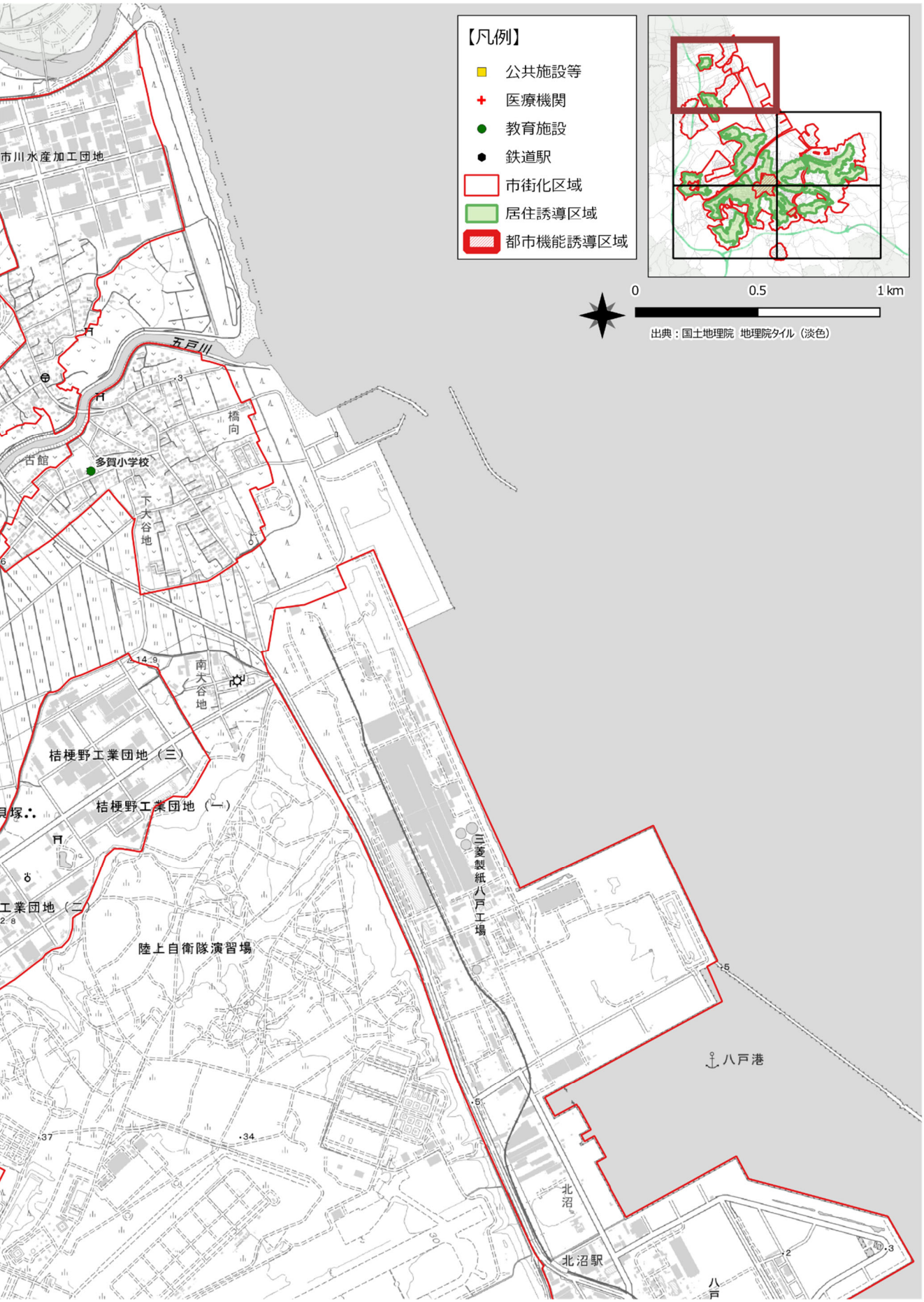
【凡例】
公共施設等
医療機関
教育施設
鉄道駅
市街化区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
0
0.5
1 km
出典：国土地理院 地理院タイル（淡色）
市川水産加工団地
五戸川
橋向
古館
多賀小学校
下大谷地
南大谷地
桔梗野工業団地（三）
桔梗野工業団地（一）
工業団地（二）
陸上自衛隊演習場
三菱製紙八戸工場
八戸港
北沼
北沼駅
八戸

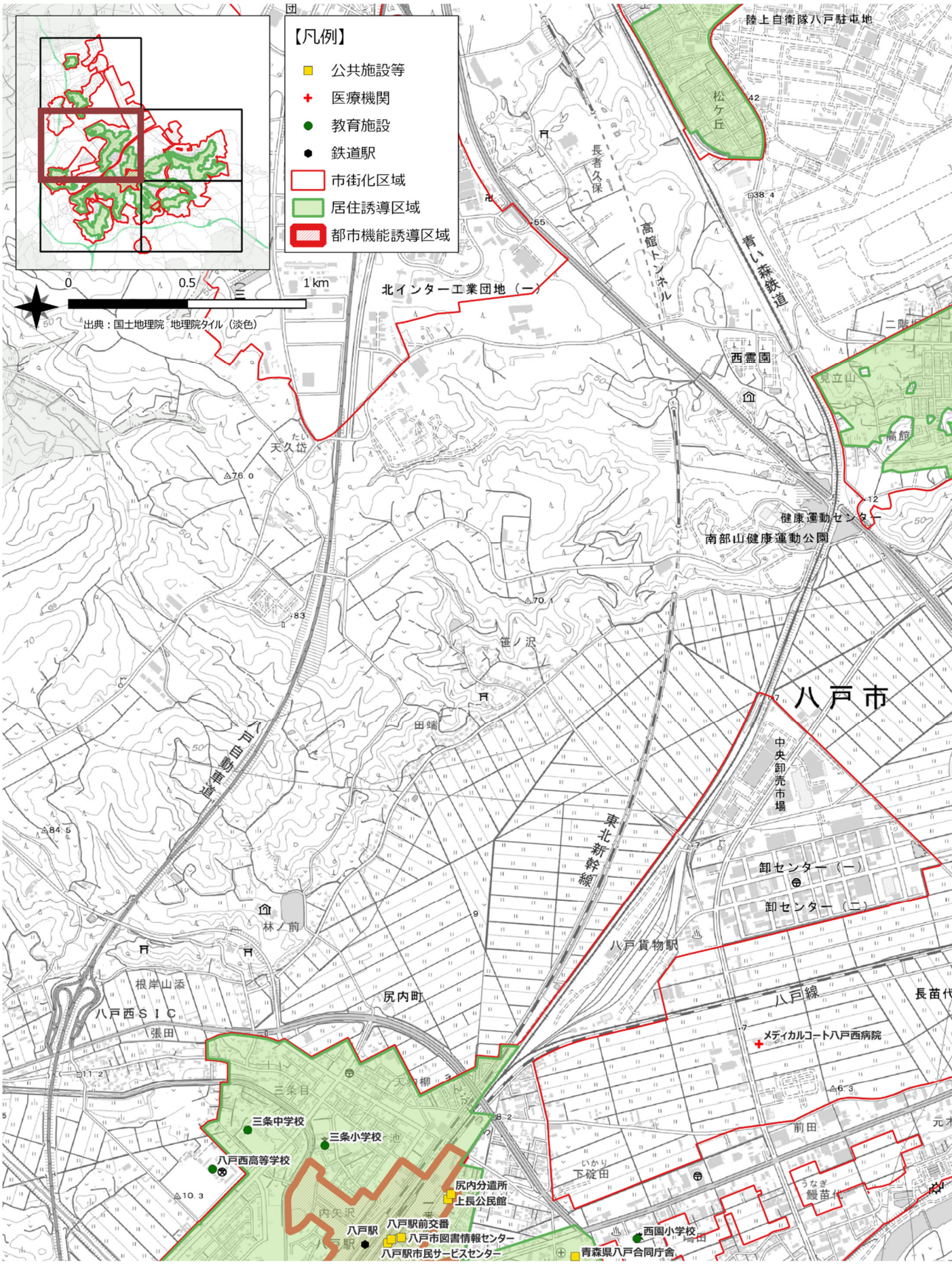
【凡例】
公共施設等
医療機関
教育施設
鉄道駅
市街化区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
0
0.5
1 km
出典：国土地理院 地理院タイル（淡色）
陸上自衛隊八戸駐屯地
松ケ丘
長者久保
高館トンネル
青い森鉄道
北インター工業団地（一）
西霊園
見立山
高館
健康運動センター
南部山健康運動公園
天久保
笹ノ沢
田端
八戸市
中央卸売市場
東北新幹線
卸センター（一）
卸センター（二）
八戸貨物駅
八戸線
長苗代
メディカルコート八戸西病院
林ノ前
根岸山添
八戸西ＳＩＣ
張田
尻内町
三条目
三条中学校
三条小学校
八戸西高等学校
尻内分遣所
上長公民館
八戸駅
八戸駅前交番
八戸市図書情報センター
八戸駅市民サービスセンター
西園小学校
青森県八戸合同庁舎
前田
下綻田
鰻苗代

北沼駅
八戸製錬所
八戸飛行場
東京鉄鋼工場
海上自衛隊八戸航空基地
八戸臨海鉄道
八太郎山
蓮沼
北稜中学校
河原木
日計（三）
日計（二）
日計（四）
日計（五）
日計（一）
根岸小学校
八太郎（四）
八太郎（五）
八太郎（六）
浜名谷地
高館小学校
根岸公民館
小田（一）
小田（二）
高館前
八太郎（三）
八太郎（二）
八太郎（一）
高州（二）
高州（一）
下長（三）
下長（四）
下長（五）
下長（八）
ゴルフ場
馬淵川
新大橋
河原木分署
下長（七）
下長（二）
下長交番
石堂（四）
城北小学校
下長中学校
八戸城北病院
大橋
下長（一）
石堂（一）
下長公民館
下長市民サービスセンター
下長小学校
観音堂
石堂（二）
石堂（三）
八戸臨海鉄道
馬淵川
沼館（三）
沼館（四）
高周波鋳造工場
八戸公共職業安定所（ハローワーク八戸）
八戸市勤労青少年ホーム（ジョイパーク八戸）
沼館（二）
沼館（一）
長苗代（三）
日本年金機構八戸年金事務所
城下小学校
馬淵大橋
長苗代駅
城下（三）
城下（四）
三八城公民館
長苗代（四）
長苗代
内舟渡
八戸工業高等学校
城下（二）
城下（一）
八戸警察署
江陽中学校
長根（四）
本八戸駅
第二中学校
八戸小学校
大字売市
内丸（二）
柏崎（四）
柏崎公民館
元木
長根（二）
長根（三）
八戸市公会堂・公会堂文化ホール
売市（四）
八戸市庁舎
八戸市美術館
長根（一）
中央交番
柏崎（二）
江南小学校
売市（三）
番町
八戸ポータルミュージアムはっち
根城（九）
売市（二）
売市（一）
三日町
十三日町
千葉学園高等学校

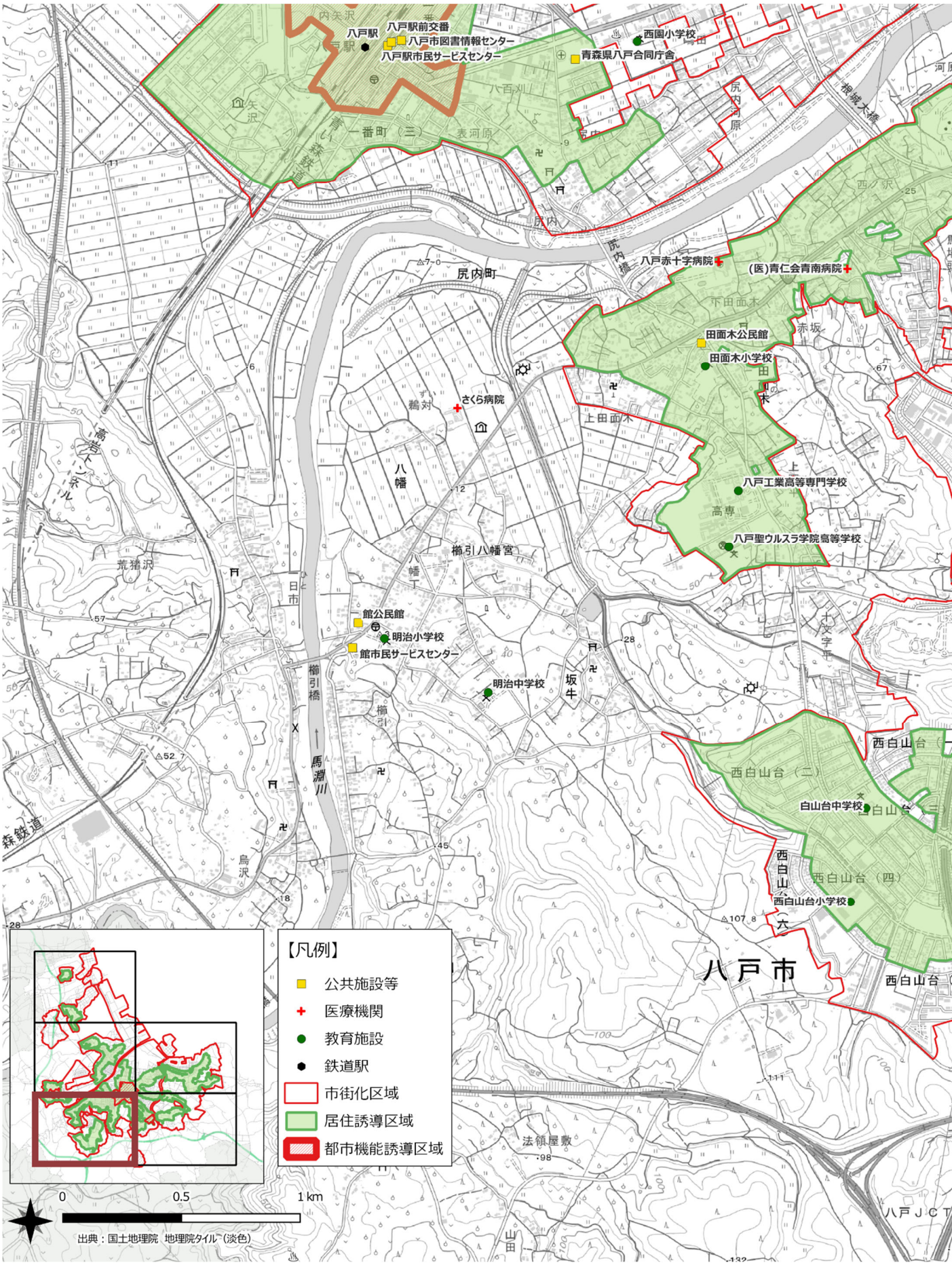
八戸駅
八戸駅前交番
八戸市図書情報センター
八戸駅市民サービスセンター
西園小学校
青森県八戸合同庁舎
八戸赤十字病院
(医)青仁会青南病院
田面木公民館
田面木小学校
さくら病院
八戸工業高等専門学校
八戸聖ウルスラ学院高等学校
館公民館
明治小学校
館市民サービスセンター
明治中学校
白山台中学校
西白山台小学校
尻内町
櫛引八幡宮
八戸市
【凡例】
公共施設等
医療機関
教育施設
鉄道駅
市街化区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
0
0.5
1 km
出典：国土地理院 地理院タイル（淡色）

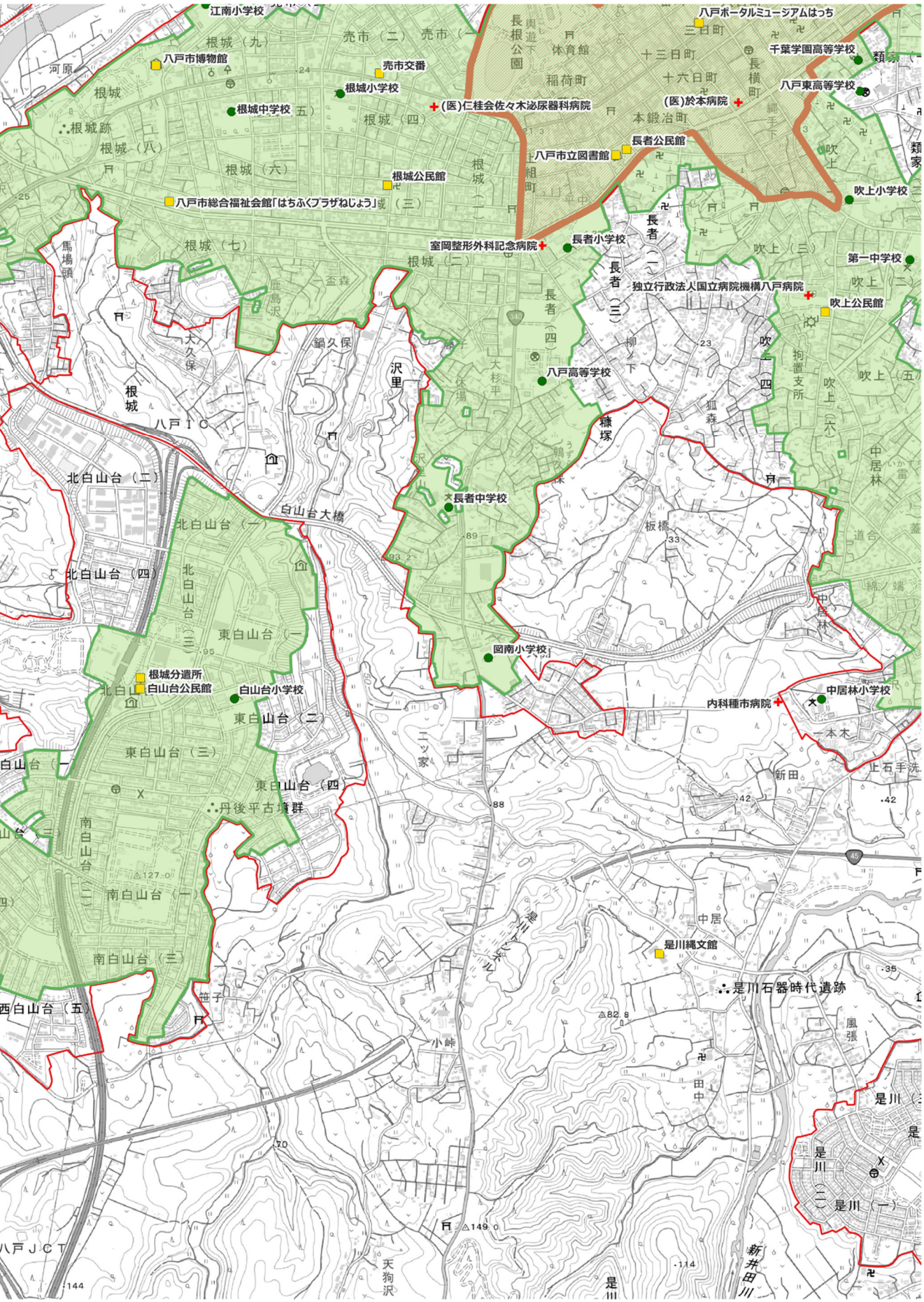
江南小学校
八戸ポータルミュージアムはっち
千葉学園高等学校
八戸市博物館
売市交番
根城小学校
根城中学校
(医)仁桂会佐々木泌尿器科病院
(医)於本病院
八戸東高等学校
長者公民館
八戸市立図書館
根城公民館
八戸市総合福祉会館「はちふくプラザねじょう」
吹上小学校
室岡整形外科記念病院
長者小学校
第一中学校
独立行政法人国立病院機構八戸病院
吹上公民館
八戸高等学校
長者中学校
図南小学校
根城分遺所
白山台公民館
白山台小学校
内科種市病院
中居林小学校
是川縄文館
是川石器時代遺跡
丹後平古墳群
八戸ＩＣ
八戸ＪＣＴ

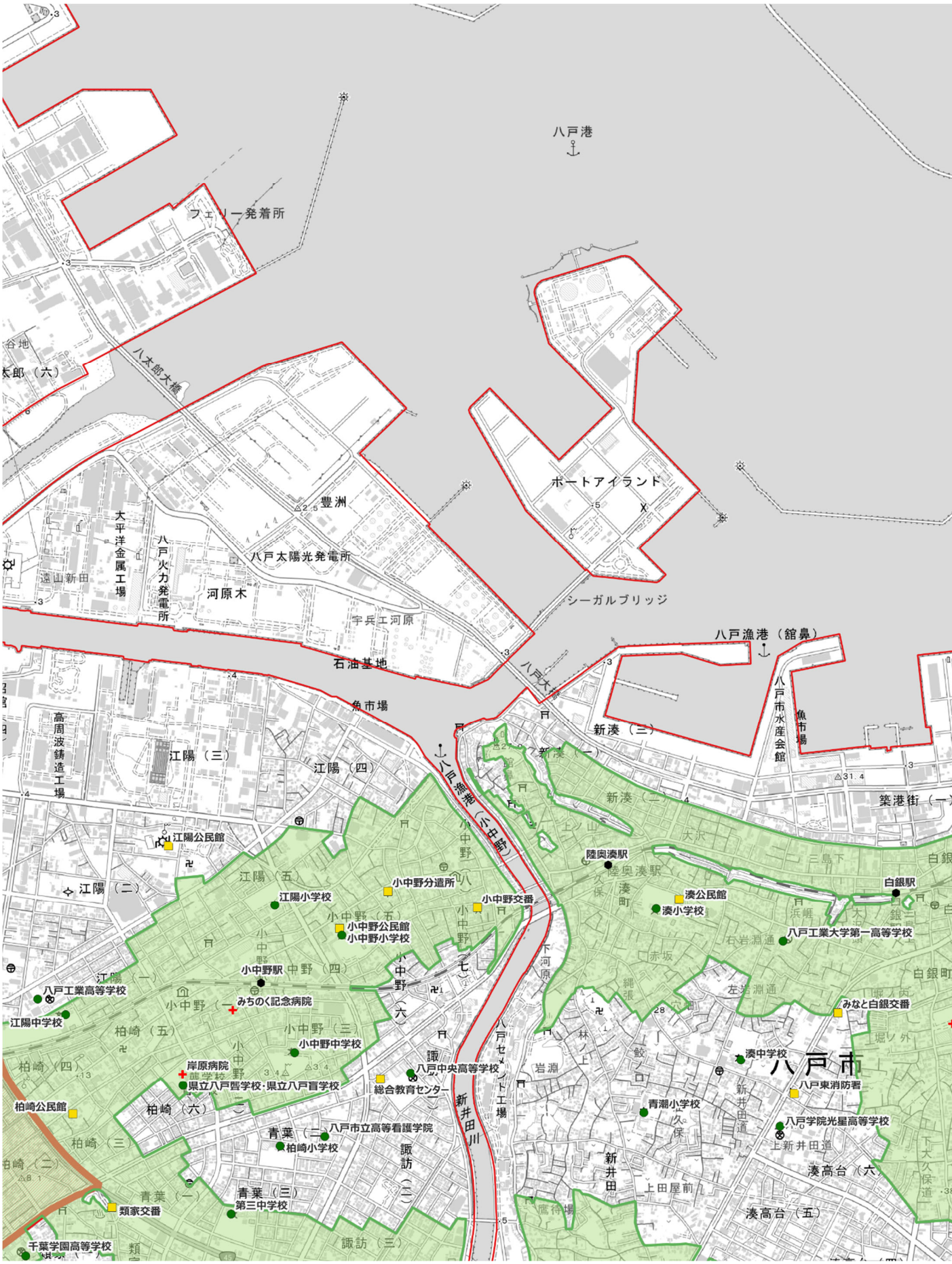
八戸港
フェリー発着所
八太郎大橋
ポートアイランド
豊洲
大平洋金属工場
八戸火力発電所
八戸太陽光発電所
河原木
シーガルブリッジ
宇兵工河原
石油基地
八戸漁港（舘鼻）
魚市場
高周波鋳造工場
江陽（三）
江陽（四）
新湊（三）
新湊（一）
八戸市水産会館
築港街
八戸港（小中野）
江陽公民館
江陽（二）
江陽（五）
江陽小学校
小中野分遣所
小中野交番
小中野公民館
小中野小学校
小中野駅
陸奥湊駅
湊公民館
湊小学校
白銀駅
八戸工業大学第一高等学校
八戸工業高等学校
江陽中学校
みちのく記念病院
小中野中学校
岸原病院
県立八戸聾学校・県立八戸盲学校
八戸中央高等学校
総合教育センター
八戸セメント工場
新井田川
みなと白銀交番
湊中学校
八戸市
八戸東消防署
青潮小学校
八戸学院光星高等学校
柏崎公民館
柏崎（六）
柏崎（五）
柏崎（四）
柏崎（三）
柏崎（二）
青葉（二）
八戸市立高等看護学院
柏崎小学校
青葉（一）
青葉（三）
第三中学校
類家交番
千葉学園高等学校
諏訪（三）
湊高台（六）
湊高台（五）

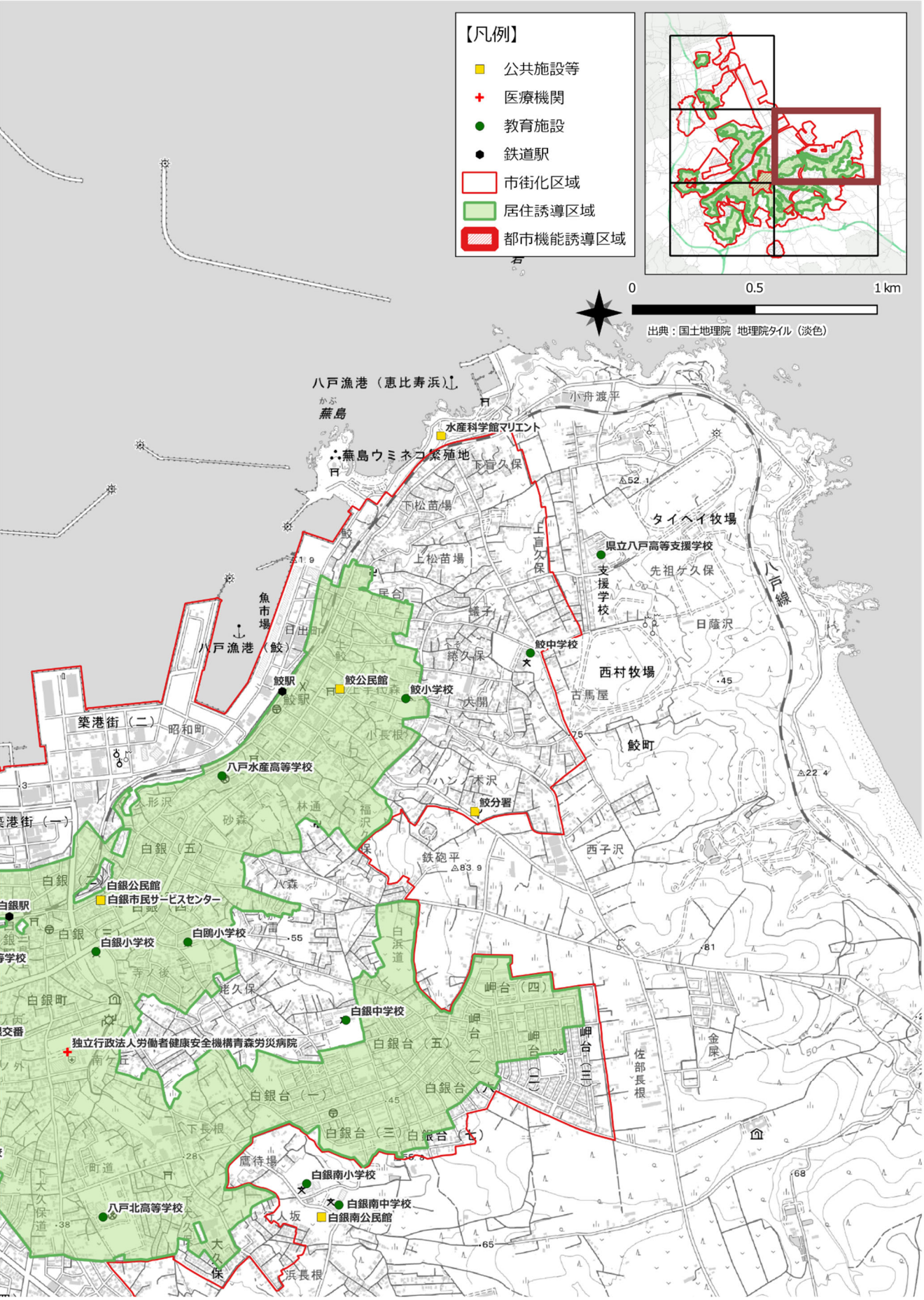
【凡例】
公共施設等
医療機関
教育施設
鉄道駅
市街化区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
0
0.5
1 km
出典：国土地理院 地理院タイル（淡色）
八戸漁港（恵比寿浜）
蕪島
水産科学館マリエント
蕪島ウミネコ繁殖地
タイヘイ牧場
県立八戸高等支援学校
支援学校
八戸線
魚市場
八戸漁港（鮫）
鮫駅
鮫公民館
鮫小学校
鮫中学校
西村牧場
鮫町
築港街（二）
八戸水産高等学校
鮫分署
白銀公民館
白銀市民サービスセンター
白銀駅
白銀小学校
白鴎小学校
白銀中学校
独立行政法人労働者健康安全機構青森労災病院
白銀南小学校
白銀南中学校
白銀南公民館
八戸北高等学校
岬台（四）
岬台（三）
佐部長根

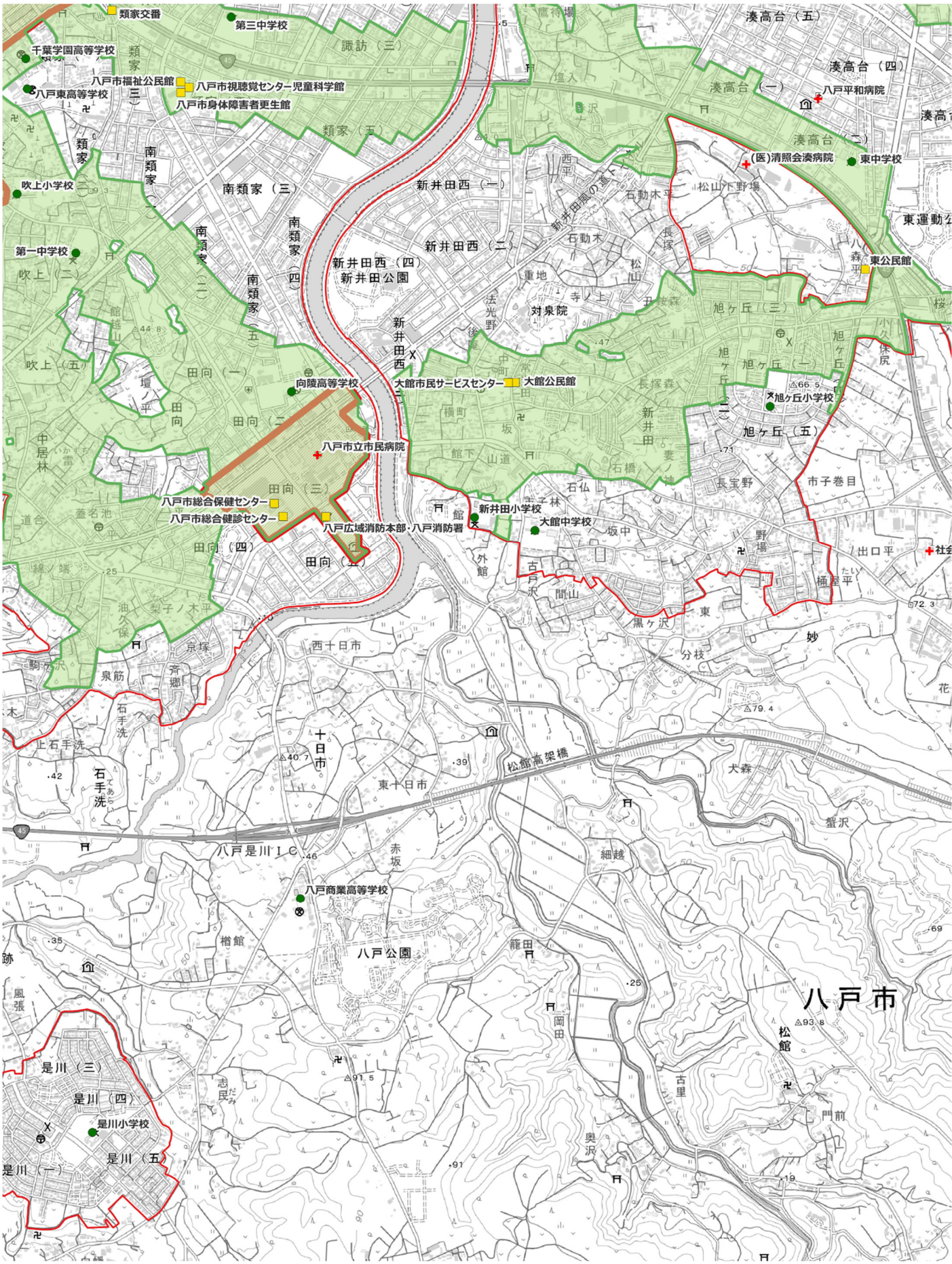
類家交番
第三中学校
千葉学園高等学校
八戸市福祉公民館
八戸市視聴覚センター児童科学館
八戸東高等学校
八戸市身体障害者更生館
吹上小学校
第一中学校
南類家（三）
新井田西（一）
新井田西（二）
新井田西（四）
新井田公園
対泉院
向陵高等学校
大館市民サービスセンター
大館公民館
八戸市立市民病院
八戸市総合保健センター
八戸市総合健診センター
八戸広域消防本部・八戸消防署
新井田小学校
大館中学校
旭ヶ丘小学校
東中学校
東公民館
(医)清照会湊病院
八戸平和病院
湊高台（五）
湊高台（四）
湊高台（一）
湊高台（二）
田向（一）
田向（二）
田向（三）
田向（四）
田向（五）
西十日市
十日市
東十日市
松館高架橋
八戸是川ＩＣ
八戸商業高等学校
八戸公園
是川（三）
是川（四）
是川小学校
是川（五）
是川（一）
八戸市
松館

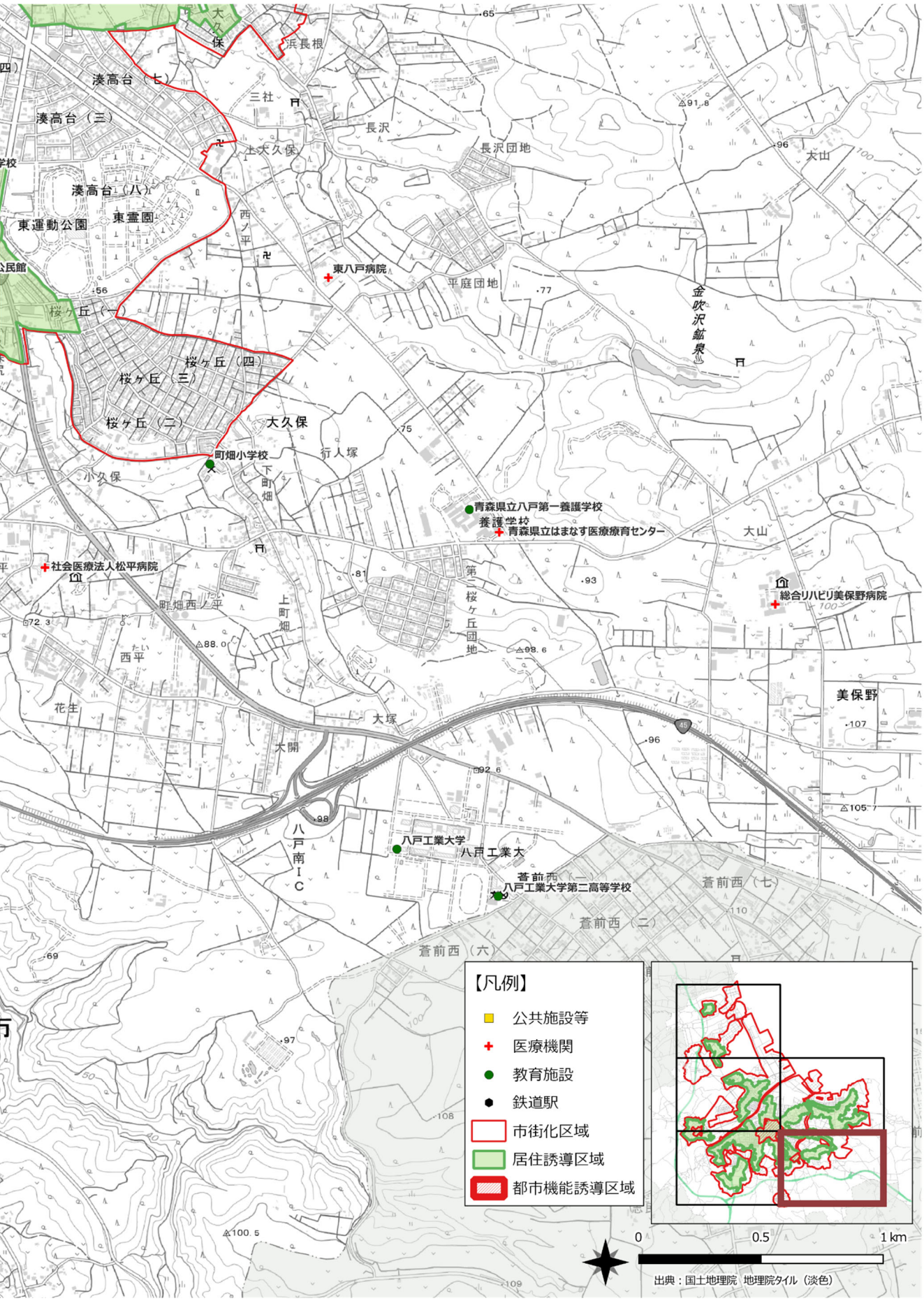
湊高台（七）
湊高台（三）
湊高台（八）
東運動公園
東霊園
浜長根
三社
長沢
長沢団地
大久保
西ノ平
東八戸病院
平庭団地
金吹沢鉱泉
大山
桜ケ丘（一）
桜ケ丘（四）
桜ケ丘（三）
桜ケ丘（二）
大久保
町畑小学校
行人塚
小久保
下町畑
青森県立八戸第一養護学校
養護学校
青森県立はまなす医療療育センター
社会医療法人松平病院
町畑西ノ平
上町畑
第二桜ケ丘団地
総合リハビリ美保野病院
西平
花生
大塚
大開
美保野
八戸南IC
八戸工業大学
八戸工業大
蒼前西（一）
八戸工業大学第二高等学校
蒼前西（七）
蒼前西（二）
蒼前西（六）
【凡例】
公共施設等
医療機関
教育施設
鉄道駅
市街化区域
居住誘導区域
都市機能誘導区域
0
0.5
1 km
出典：国土地理院 地理院タイル（淡色）

5．届出書および添付書類

届出の際には、それぞれ以下の様式による届出書及び添付書類を提出する必要があります。

〔届出書・添付書類：都市機能誘導区域外〕

区　分	届出書	添付書類
開発行為の場合	様式-1	・当該行為を行う土地の区域の位置並びに都市機能誘導区域との位置関係を表示する図面（縮尺任意） ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 （縮尺 1,000 分の 1 以上） ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
建築行為の場合	様式-2	・当該行為を行う敷地の位置並びに都市機能誘導区域との位置関係を表示する図面（縮尺任意） ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 （縮尺 100 分の 1 以上） ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 （縮尺 50 分の 1 以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
上記の 2 つの届出内容を変更する場合	様式-3	・上記と同じ

〔届出書・添付書類：居住誘導区域外〕

区　分	届出書	添付書類
開発行為の場合	様式-4	・当該行為を行う土地の区域の位置並びに居住誘導区域との位置関係を表示する図面（縮尺任意） ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 （縮尺 1,000 分の 1 以上） ・設計図（縮尺 100 分の 1 以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
建築行為の場合	様式-5	・当該行為を行う敷地の位置並びに居住誘導区域との位置関係を表示する図面（縮尺任意） ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 （縮尺 100 分の 1 以上） ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 （縮尺 50 分の 1 以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
上記の 2 つの届出内容を変更する場合	様式-6	・上記と同じ

〔届出書・添付書類：都市機能誘導区域内〕

区　分	届出書	添付書類
誘導施設を休止または廃止しようとする場合	様式-7	・原則不要 （必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります。）

（１）都市機能誘導区域関連

①様式-1：開発行為届出書

（様式－１）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

届出者　　住　所

氏　名

開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	
	2　開発区域の面積	平方メートル
	3　建築物の用途	
	4　工事の着手予定年月日	令和　　年　　月　　日
	5　工事の完了予定年月日	令和　　年　　月　　日
	6　その他必要な事項	(連絡先)

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

②様式-2：建築行為届出書

（様式－２）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

届出者　　住　所

氏　名

1　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在･地番	
	地　　目	
	面　　積	平方メートル
2　新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途		
3　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4　その他必要な事項	（着手予定年月日） （連絡先）	

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

③様式-3：行為の変更届出書

（様式－３）

行為の変更届出書

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

届出者　　住　所

氏　名

都市再生特別措置法第 108 条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　　年　　月　　日

２　変更の内容

３　変更の部分に係る行為の着手予定日　　令和　　年　　月　　日

４　変更の部分に係る行為の完了予定日　　令和　　年　　月　　日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（連絡先）

（２）居住誘導区域関連

①様式-4：開発行為届出書

（様式－４）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

届出者　　住　所

氏　名

開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	
	2　開発区域の面積	平方メートル
	3　住宅等の用途	
	4　工事の着手予定年月日	令和　　年　　月　　日
	5　工事の完了予定年月日	令和　　年　　月　　日
	6　その他必要な事項	（連絡先）

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

②様式-5：建築行為届出書

（様式－５）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を
変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

届出者　　住　所

氏　名

1	住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在･地番	
		地　　目	
		面　　積	平方メートル
2	新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途		
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4	その他必要な事項	（着手予定年月日） （連絡先）	

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

③様式-6 行為の変更届出書

（様式－６）

行為の変更届出書

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

届出者　　住　所

氏　名

都市再生特別措置法第 88 条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　　年　　月　　日

２　変更の内容

３　変更の部分に係る行為の着手予定日　　令和　　年　　月　　日

４　変更の部分に係る行為の完了予定日　　令和　　年　　月　　日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（連絡先）

④様式-7 行為の変更届出書

（様式－７）

誘導施設の休廃止届出書

令和　　年　　月　　日

（あて先）八戸市長

届出者　　住　所

氏　名

都市再生特別措置法第 108 条の２第１項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

１　休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

２　休止（廃止）しようとする年月日

３　休止しようとする場合にあっては、その期間

４　休止（廃止）に伴う措置

（１）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（２）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　４（２）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。

（連絡先）

八戸市 立地適正化計画〔届出制度の手引き〕

令和６（2024）年３月

発行：八戸市都市整備部都市政策課

〒031-8686　青森県八戸市内丸一丁目１－１
電　話：0178（43）2111（代表）　　0178（43）9420（直通）
ＦＡＸ：0178（41）2302
E-mail：toshisei@city.hachinohe.lg.jp